

厚岸町規則第25号

厚岸町国民健康保険税に関する書類の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税に関する書類の様式を定める規則の一部を改正する規則

厚岸町国民健康保険税に関する書類の様式を定める規則（平成12年厚岸町規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号中「(仮徴収)」を削り、同条第8号中「更正通知書」を「更正（決定）通知書」に改め、同号の次に次の3号を加える。

- (9) 国民健康保険税特例対象被保険者等に係る申告書（様式第9号）
- (10) 国民健康保険税減免申請書（様式第10号）
- (11) 国民健康保険税減免承認（不承認）通知書（様式第11号）

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第1条関係)

年度 国民健康保険税納税通知書			
様			
地 域	納 組	口座振替	通 知 番 号

厚 岸 町
各期毎納期限までに納めてください。

年 月 日

厚岸町長

年度 国民健康保険税領収証書 1 ㊞			
期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期
税 別			
一 般 被 保 険 者 分	円	円	円
退 職 被 保 険 者 分	円	円	円
合 計	円	円	円
納 期 限			
領 収 日 附 印	1	2	3

※ 本領収証書は後日の紛争をさけるために5年間保管してください。
(納入者保管)

口座番号 加入者名

1. 国民健康保険税について

国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び第703条の5並びに厚岸町国民健康保険税条例の規定により国民健康保険の被保険者である世帯主に、又国民健康保険の被保険者である近縁が、世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険被保険者であるものがある場合には、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主(擬制世帯)とみなして国民健康保険税が課せられます。ただし、届出によって、世帯主を変更することができます。

2. 税額について

税額は医療保険分と支援金分と介護保険(40歳から64歳までの被保険者が該当になります。)分の合計額で内容は次のとおりです。

- ・所得割額……所得割税率×所得割税率
- ・均等割額……均等割税率×被保険者数
- ・平等割額……世帯当り額
- ・年税額……所得割額+均等割額+平等割額

3. 納期について

納期は9回に分けて(税額に1,000円未満の端数を生じた場合は1期又は最終の納期に合算)おりますから、各納期の税額を(随時は指定された)各納期限までに納付してください。

4. 延滞金

納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数により、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第89条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合適用年」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における1箇年の日を含む期間については、365日当たりの割合です。

5. 滞納処分

督促状を受けかつその督促状を履行した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

6. 審査請求及び取消訴訟

この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分があった日の翌日から起算して1年以内)に厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決があった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

厚岸町 課 電話(0153)52-3131

⑤国民健康保険税は次のところで納めることができます。

指定金融機関役場派出所	厚岸漁業協同組合
湖南地区出張所・上区税駐在所	銅路太田農業協同組合
北洋銀行本店・各支店	浜中町農業協同組合
大井みらい信用金庫本店・各支店	北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行

⑥国民健康保険税の納期限は下記のとおりです。

期 別	納 期 限	期 別	納 期 限
1 期	7 月 25 日	5 期	11 月 25 日
2 期	8 月 25 日	6 期	12 月 25 日
3 期	9 月 25 日	7 期	1 月 25 日
4 期	10 月 25 日	8 期	2 月 25 日
		9 期	3 月 25 日

年度 国民健康保険税領収証書 2 ㊟

口座番号 加入者名

通知書番号		住所					
		氏名					
期 別	第 4 期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	随 期
税 別							
一 般 被 保 険 者 分							
退 職 被 保 険 者 分							
合 計							
納 期 限							
領 収 日 附 印	4	5	6	7	8	9	随

※ 本領収証書は後日の紛争をさけるために5年間保管してください。

(納入者保管)

厚岸町

年度 厚岸町国民健康保険税納税通知書 ㊟

口座番号 加入者名

通知書番号		住所					
		氏名					
・基礎課税額(課税分)		算出年税額(円)	法定軽減額(円)	限度超過額(円)	月割算定増徴額(円)	既納入額(円)	差引納付額(円)
所得割基準額(円)		税率(%)	所得割額(円)	均等割税率(円)	人 数	均等割額(円)	平等割税率(円)
・後期高齢者支援金等課税額(支援金分)		算出年税額(円)	法定軽減額(円)	限度超過額(円)	月割算定増徴額(円)	既納入額(円)	差引納付額(円)
所得割基準額(円)		税率(%)	所得割額(円)	均等割税率(円)	人 数	均等割額(円)	平等割税率(円)
・介護納付金課税額(介護分)		算出年税額(円)	法定軽減額(円)	限度超過額(円)	月割算定増徴額(円)	既納入額(円)	差引納付額(円)
所得割基準額(円)		税率(%)	所得割額(円)	均等割税率(円)	人 数	均等割額(円)	平等割税率(円)

上記のとおり、あなたが納付すべき国民健康保険税を決定しました

※上段＝一般被保険者分、下段＝退職被保険者分

厚岸町

様式第5号から様式第8号までを次のように改める。

様式第5号(第1条関係)

(表 面)

郵便はがき

〒088-1192

厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場 課 係

電 話 (0153) 52-3131

内線()

(中 面)

督 促 状

年度	整理番号	地区
納付確認年月日	年 月 日	納期限 年 月 日
期別	期別	期別
円	円	円

上記の未納金額のほかに 年度分が下記のとおりまだ納付されてお
りませんので、あわせてお納め願います。

円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円
円	円	円

発 行 年 月 日 年 月 日

北海道厚岸郡厚岸町長

※ 本状では納付することができません。

(裏 面)

納付には便利な口座振替を

ご利用ください

※手続は、各担当課又は下記の金融機関にお申し込みください

北洋銀行本店・各支店

大地みらい信用金庫本店・各支店

厚岸漁業協同組合

釧路太田農業協同組合

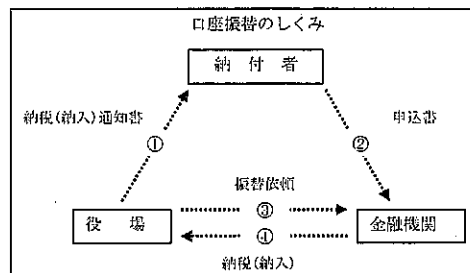
浜中町農業協同組合

各郵便局(簡易郵便局除く)又はゆうちょ銀行

◎振替日は納期日25日となります。

(休日の場合は、翌日又は翌々日)

詳細については、宛名面記載の担当係へお問い合わせください。



(中 面)

○左記の金額が未納となっておりますので、お確かめのうえ至急お納めください。なお納付の際、別途延滞金が加算されます。また一度に納付できない場合は、早急に各担当課までご来庁のうえご相談ください。

延 滞 金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は金額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3%の割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第83条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6%の割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した金額、この場合における年当たりの割合は、周年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

●督促状を發した日から起算して11日目までに完納しないときは、財産差押を受けることになります。

●この処分について不服があるときは、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合はこの処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

●すでに納付済のときは行き違いですのでご丁ください。

●納付の際は、さきに送付した納付書と本状を必ずご持参ください。

●ご不明の点がありましたら、宛名面記載の担当係にお問い合わせください。

行政区コード	住民コード

様

問い合わせ先

厚岸町役場

課 係

電話(0153)52-3131

年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書(仮徴収)
(年金からの天引きのお知らせ)

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

年度分の国民健康保険税について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

保険税額

4月	6月	8月
円	円	円

年10月以降の保険税額は、あなたの 年度年間保険税額より4月から8月に特別徴収された保険税の合計額を差し引いた額になります。

詳しくは、 年7月以降に別途通知します。

通知書番号	
被保険者氏名	
生 年 月 日	性 別

年度 国民健康保険税 特別徴収仮徴収額算定の基礎
課 税 明 細 書

仮徴収回数	3回(4月、6月、8月)
仮徴収額合計	円

厚岸町長

年2月に支給された年金から納めていただいた保険税に3(仮徴収回数、4、6、8月)をかけたものが仮徴収額合計になります。

国民健康保険税の仮徴収について

課税の根拠

国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び第703条の5並びに国民健康保険税条例の規定により課税されます。

審査請求及び取消訴訟

この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、厚岸町を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

行政区コード	住民コード

様

問い合わせ先

原岸町役場

課 係

電話 (0153) 52-3131

年度 国民健康保険税 特別徴収開始通知書
(年金からの天引きのお知らせ)

年度分の国民健康保険税について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

通知書番号	
被保険者氏名	
生 年 月 日	性 別

原岸町長

特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

保険税額

10月	12月	2月
円	円	円

今年度年金から天引きする保険税額			
年金支払月	保 険 税 額	年金支払月	保 険 税 額
4月	円	10月	円
6月	円	12月	円
8月	円	2月	円

来年度仮徴収期に年金から天引きする保険税予定額		
年 金 支 払 月	保 険 税 額	
4月、6月、8月	各	円

年度 国民健康保険税 特別徴収本徴収額算定の基礎

項 目		医療分算出基礎	支援金分算出基礎	介護分算出基礎	国民健康保険税額
原 出 税 額	課税所得額	円	円	円	
	所得割税率	%	%	%	
	所得割額	円	円	円	
	被保険者数	人	人	人	
	均等割(一人当り)	円	円	円	
均 等 割 額	均 等 割 額	円	円	円	
	平 等 割 額	円	円	円	
	原 出 合 計 額	円	円	円	
	軽 減 割 合	割	割	割	
	均 等 割 額	円	円	円	
軽 減 額	平 等 割 額	円	円	円	
	限 度 超 過 額	円	円	円	
	減 免 等 の 額	円	円	円	
	軽 減 税 額 計	円	円	円	
	確 定 年 税 額	円	円	円	円
税 額	退 職 分	円	円	円	円
	内 訳				
	一 般 分	円	円	円	円
特別徴収で納付すべき額		円	普通徴収で納付すべき額		円

国民健康保険税の本徴収について

課税の根拠

国民健康保険税は、地方税法第703条の4及び第703条の5並びに国民健康保険条例の規定により課税されます。

審査請求及び取消訴訟

この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内(正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内)に原岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内(正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内)に、原岸町を被告として(訴訟において原岸町を代表する者は、原岸町長となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を種た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる若しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を種ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

世帯主	氏名
世帯主	氏名

世帯主(世帯主)氏名

氏名	性別	年齢	世帯主	世帯主	世帯主
世帯主	男	40	世帯主	男	40
世帯主	女	35	世帯主	女	35
世帯主	男	30	世帯主	男	30
世帯主	女	25	世帯主	女	25
世帯主	男	20	世帯主	男	20
世帯主	女	15	世帯主	女	15
世帯主	男	10	世帯主	男	10
世帯主	女	5	世帯主	女	5
世帯主	男	0	世帯主	男	0
世帯主	女	0	世帯主	女	0

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名	世帯主(世帯主)氏名
世帯主(世帯主)氏名	世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

氏名	性別	年齢	世帯主	世帯主	世帯主
世帯主	男	40	世帯主	男	40
世帯主	女	35	世帯主	女	35
世帯主	男	30	世帯主	男	30
世帯主	女	25	世帯主	女	25
世帯主	男	20	世帯主	男	20
世帯主	女	15	世帯主	女	15
世帯主	男	10	世帯主	男	10
世帯主	女	5	世帯主	女	5
世帯主	男	0	世帯主	男	0
世帯主	女	0	世帯主	女	0

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名	世帯主(世帯主)氏名
世帯主(世帯主)氏名	世帯主(世帯主)氏名

氏名	性別	年齢	世帯主	世帯主	世帯主
世帯主	男	40	世帯主	男	40
世帯主	女	35	世帯主	女	35
世帯主	男	30	世帯主	男	30
世帯主	女	25	世帯主	女	25
世帯主	男	20	世帯主	男	20
世帯主	女	15	世帯主	女	15
世帯主	男	10	世帯主	男	10
世帯主	女	5	世帯主	女	5
世帯主	男	0	世帯主	男	0
世帯主	女	0	世帯主	女	0

世帯主

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

世帯主(世帯主)氏名

国民健康保険税減免申請書

納税義務者		住 所			
		氏 名			
申請 する 税 額	年 度	期 別	税 額	申 請 す る 理 由	
			円		
			円		
			円		
生活 困 窮 に 係 る 減 免 申 請	生 活 の 状 況	世帯員の氏名			
		年金収入	円	円	円
		給与収入	円	円	円
		仕送等 仕 送 元	円	円	円
		その他収入 収入の種類	円	円	円
		預貯金等 金融機関名	円	円	円
		合計収入額	円	円	円
		旧 減 免 扶 養 者 の	被用者保険の種類		
被用者保険の被保険者であった者の氏名					
旧被扶養者の氏名					
旧被扶養者の生年月日					
厚岸町国民健康保険税条例第23条第 項の規定により、上記のとおり国民健康保険税の減免を申請します。 年 月 日 住 所 申請人 氏 名 電話番号 厚 岸 町 長 様 印					

国民健康保険税減免承認（不承認）通知書						
様			第 年	月	号 日	
厚岸町長			⑩			
先に提出のありました国民健康保険税減免申請書については、次のとおり承認（不承認と）しましたので、通知します。 なお、減免の事由が消滅した場合は、直ちにその旨を町長に届け出てください。						
納税義務者		住 所				
		氏 名				
減 免 申 請 書 受 理 年 月 日			年 月 日			
減 免 の 内 容	年度	期別	減免前税額	減免税額	減免後税額	備 考
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	
			円	円	円	
承認（不承認）の理由						

注 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内（正当な理由がある場合は、この処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚岸町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内（正当な理由がある場合は、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は、厚岸町長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求の裁決を経た後で無ければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、正当な理由があると認められる場合は、この処分があった日又は審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合であっても審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

摘要 不要文字を消して使用すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。